

午後1時42分再開

○永田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、これより請願3-1、東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願の審査を行います。

配付しております請願の文書表をご確認ください。請願書の朗読については省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

請願審査に入る前に、前回9月22日の当委員会でおはかりしたとおり、会議規則第88条の規定に基づき、本件請願の紹介議員である小枝議員に入室いただきます。

小枝議員、どうぞ。

〔小枝議員 入室・着席〕

○永田委員長 それでは、紹介議員として、小枝議員から本件請願について趣旨説明をお願いいたします。小枝議員、どうぞ。

○小枝議員 東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願の趣旨について、簡単に、かいつまんでご説明をさせていただきます。

まず、冒頭に書かれておりますのは、地方自治法100条の第1項、第3項、第7項、第9項の考え方となっております。

地方自治法100条1項は、議会は事務の調査を行うことができる。必要があると認めるときは、選挙人、関係人の出頭を求めることができる。そして、3項、7項で、証言を拒んだとき、あるいは虚偽の陳述をしたときには、この第9項でもって、議会は議決を経て告発をすべき、これはしなければならないという、そういう法律のつくりとなっております。

で、その告発の事実についての内容については、昨年6月16日、石川雅己前区長の証人尋問で、宣誓を行ったうえ、優先購入物件が事業協力者住戸であることは知らなかった、そうした説明が事業者からなかったことを知人を介して確認したと、事業者に確認したという証言がありました。そして、優先購入は妻や次男が行ったことで自分は知らなかったと述べました。で、知人とは誰かということについては、頑なに証言拒絶をいたしました。当該知人の供述いかんによっては、雅己氏の証言が、7項の虚偽の陳述に当たるといえることが大いにありうるということが書かれています。

そして、妻や次男がやったということの弁解からすると、その弁解の真偽を明らかにするためには、妻と次男の尋問は必要不可欠であったと指摘しています。しかるに夫人は理由を示すことなく出頭を拒絶し、不出頭あるいは記録の不提出を繰り返したと。

これに対して、検察のほうは嫌疑不十分、いわば証拠が足りないというような判断をいたしております。これに対して、告発当事者の区議会に、その理由が裁定主文、たった1行しか明らかにしていない。その捜査の内容についてもブラックボックスの中にある、という指摘をされています。

検察審査会は、起訴相当、不起訴不当あるいは不起訴相当のいずれかの結論を導くために、告発をした当事者にさえ知らされない、裁定主文を導いたその理由を、検察官を呼ぶ

などして調査することができるという、そういうボトムアップの機関です。例えば、検察官が、雅己氏の知人が誰かということ特定せずに、同人から聴取を行うでもなく、証拠がない、あるいは証拠が足りないと判断していたとすれば、雅己氏が知人から「事業者を確認した」と聞いたか否かさえ分からず、雅己氏の「主観的には虚偽でない」との弁明が信用できるか否か判断できないとの指摘です。雅己氏が「主観的に虚偽でない」との弁解が信用できるか否かの判断がこれではできません。また、雅己氏の知人がどういう立場の人で、雅己氏がその名前を証言できなかったという事情があったのかなかったのか、雅己氏に証言拒否の「正当な理由」があったか否か、これを判断することもできないので、捜査不十分のそしりは免れず、「虚偽の陳述」「証言拒絶」について「不起訴不当」と議決をされる可能性は大いにあります、との指摘です。この、そもそも健全な市民感覚からすれば、全体の証拠関係を見れば、雅己氏が首長の権限を逸脱ないし濫用して本件事業者に利益供与、その見返りに、親族名義でマンションを購入し転売利益を得たということを感じざるを得ないということで、区議会にしかできない、この検察審査会への不服申立てをしていただきたいというのが、請願の趣旨でしたので、私もこのことに共鳴というか、全く同感をするという立場から、紹介議員というふうになりました。

そして今日は、懇談のお願いということで、4名の方においでいただいておりますが、一人は区内で弁護士をされている、裁判員制度についてもこの当初から研究をされている大城聡弁護士です。そして、あと3名の女性の方については、区民ですが、もう議員の皆さんもご存じの私たちの女性議員の先輩であるということで、お話をぜひ伺いながら、この問題について考えを深めていただけたらというふうに思います。

以上、趣旨の説明でございます。

○永田委員長 はい。

それでは、これより請願審査に入ります。

一旦休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後3時11分再開

○永田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続きまして、紹介議員から補足説明等ございましたらどうぞ。よろしいですか。

○小枝議員 わかりました。

非公式の中ではありましたけれども、十分に述べられたとおりでと思います。

で、私のほうからは3点、重要だと思ったところを述べさせていただきます。

まず第一に、公平、公正であるべきまちづくり行政を区民の手に取り戻すということのために、知人とは誰かなどを含めたことが、検察審査会において明らかにすることができる、そういうその国民の代表というか、無作為抽出の検察審査会という制度について、詳細な説明があったと思います。

それから第二に、2000年の地方分権一括法以来、強大な権力を持つに至った首長の権限の逸脱、濫用を厳しくチェックするためにも、100条調査は極めて重要なものであり、そうした厳しい法の立てつけとなっていることから、そうした機能が担保されていますが、その形骸化を千代田区議会が行っては困るということで、自治体行政の不正を法に則り正すことは、そうしたことができる、そういった地方自治法を守ってほしいというこ

との一貫性を求められたと思います。

3点目。最後に検察審査会は、選挙権を有する国民の中から選ばれた方々が健全な市民感覚で証拠関係を精査し、検察の捜査を国民に対して明らかにする機能を持っている。これは無料で、文書は手弁当でも作ることが可能なものであるということをおっしゃられたというふうに思います。そうした内容について、また陳述者のほうからは、この件が区議会においてしっかりと取り扱われなかった場合には、ミッドタウン日比谷の土地の高額な、250億もの土地が無償貸付、行政だけで決められたことに対しては、そういった区長並びにその手続きを行った職員に対して、背任容疑で告訴する準備も進めているということが披露されたかと思います。

議会と、公平・公正なあり方を目指すという点については一緒だと思いますので、ぜひ丁寧な審査をともに行っていただきたく、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○永田委員長 はい。

それでは、委員の皆様から紹介議員に対する質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

以上で紹介議員への質疑を終了いたします。

小枝議員は議員席へ移動をお願いいたします。

〔小枝議員 退席〕

○永田委員長 続きまして、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

挙手にてどうぞ。

○岩田委員 自分の意見を述べさせていただきます。

そもそも100条の目的はもうすでに達せられたとっております。それはちょっと、先ほど休憩中にお話ありましたけれども、不祥事の背景の調査など、それがその目的で、それはもう達せられたとっております。決して誰がシロかクロかというのを決めるのではないと。それを決めるのは検察の仕事。その検察が不起訴という判断をした。ただ、個人的には気持ちははっきりとシロクロつけたい。証言拒否も出頭拒否も事実なので、悪いことは悪いというのははっきりさせたいという気持ちはある。非常に強く思っております。ただし、実務的なことを言ってしまうと、検察審査会で起訴相当とするためには、今まで提出されなかった、かなり有力な証拠が必要であると。しかし、100条委員会に携わってくれた弁護士さんにお尋ねしましたら、これ以上の有力な証拠はないということでした。しかも微罪であり、かなりハードルは高いんじゃないかなと。たとえ微罪であっても悪いことは悪い。それはもちろん思っております。ただ、6箇月以下の禁錮、10万円以下の罰金という、同じくらいの量刑でいうと、手紙を隠す、文書隠匿とか、秘密の漏えい、これは業務上知り得た秘密を漏らしてしまった、医者、弁護士など。あと自転車のスピード違反と同じくらいのもので、やはり微罪であるので、起訴できるようになるためには、ハードルは相当高いのではないかなというふうに思っております。

あと、最後に、これ以上話を進めた場合に、例えば新聞記事にどう出るか、これは恥の

上塗りとは思わないですけれども、恐れをなしたのかと言われるかもしれません。でも今、区長の返金命令が出て、議会が正しく、区長が間違っていた、そういうのが公に出たわけですけれども、次の検察の判断で不起訴という結果が出たら、一面の新聞の見出しはもちろん「区長、不起訴」だと思うんです。そういう出し方をされたら「無罪じゃないか。区長側が無罪なんだ。ほら見ろ」というふうに言われかねない。そうすると、今までの100条が水の泡になってしまうのではないかなというふうに思いますので、以上の理由から、検察審査会に申し立てないのが妥当ではないかなというふうに思います。

○永田委員長 はい。

ほかにご意見ございますでしょうか。

○池田委員 私も今までの調査の中では、石川前区長に対してのすべての疑義が払拭されたわけではないかと思っております。この地方議会の100条調査という権能を否定するかなのような地検の処分については、いろいろと考えました。ただ、この東京地検の不起訴処分が検察審査会の審査を経て起訴に至ると確信できる根拠がない。先ほど岩田委員も言いましたけれども、新たな有力な証拠の提出が必要であるということも、なかなか難しいのではないかなと思っております。

今回の告発に係る不起訴処分の案件とは別なんですけれども、解散処分無効確認事件という、そちらのほうについても、東京地裁の判決で、石川前区長の解散処分は違法であるということが確定しております。損害賠償の支払いについても支払い済みであるということも考えると、我々の区議会の立場としての主張は、十分通っているのではないかと考えています。これ以上の長期化をさせるよりは、この告発を契機に、区の事務執行体制が適正に行われることを、今後もしっかりとチェックしていくことが議会の務めであるのではないかと考えております。

○永田委員長 はい。

ほかにご意見ありましたらどうぞ。

○小野委員 まず、今回こうした請願が出まして、あまりちょっと話を広げてしまいますとあれなので、この請願についてというところで、私の意見というか、感想を述べさせていただきます。

そもそも私は、この今回の100条設置の反対ですとか、それから虚偽の陳述及び証言拒否に対する告発についても反対の立場で、当初討論をさせていただきました。

実際に今日の請願の中にある請願の趣旨というところで、地方自治法100条第1項、そして第3項、第7項というところで、告発すべきことというところをまず冒頭にもってきていらして、まずこの中にある「宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは」ということで、そもそも虚偽の陳述をしているのか、していないのかというところで、それぞれ意見が分かれました。そのときに反対討論をした意見の中には、直接証拠や間接証拠が明確に示されない状態での告発は、これはいかがなものかというご意見もあつたりしましたし、また私自身もそうした意見を持ちながら、このときは反対をいたしました。そのときに実際は賛成多数で、当然ご承知のとおり告発をされていますので、こうして虚偽の陳述があったと認定をしている皆様の中では、もう告発をされて、そしてそれに対して今回は司法判断が下されたというふうに私自身は受け止めています。そこには、今回100条の弁護士先生お二人にも大変、いろいろなご尽力をいただきまして、その先

生方のもいろいろな質問をさせていただき、そしてその質問の中にも、弁護士の先生方から、新たに有力な証拠の提出ができない限りは容易ではないですとか、また刑事事件に精通する検察官が精査のうえで不起訴と判断しているですとか、そうしたご意見もありました。いろいろな意見があるんですけども、今日いろいろな、請願の中で意見を聞いた中でも、やはり私自身が当初判断をし、また今感じていること、考えていることというもの、変化がなかったので、それを今日の意見とさせていただきます。以上です。

○永田委員長 はい。

ほかにご意見ございますでしょうか。

○長谷川委員 皆様のご意見を伺いまして、私としては少しお時間をいただきたいと考えておりますけれども、委員長いかがでしょうか。

○永田委員長 ただいま長谷川委員より、現時点で判断できないという申し出がありました。よりもう少し考える時間がほしいというご意見ですね。

現時点で取扱い、いかがいたしましょうか。そういったご意見を受けたうえで。

○木村委員 今日、請願者の皆さん方からいろいろご意見を伺いました。

やはりご意見を受け止めて、再度自分の中で消化をしながら、考える時間というのを一定程度いただければと思いますので、今日のところは継続としていただければと思います。

○永田委員長 はい。

ほか、どうぞ。

○嶋崎委員 私も木村委員と同感であります。

少なからずとも、我々の先輩議員として、長きにわたり千代田区政の発展に寄与された皆様、この嵐の中をお出ましをいただいて、そしていろいろと、休憩中ではありますけれども、ご意見を賜ったということは、非常に私は重いというふうに思っております。

少し委員長のもとで整理をされて、時間をいただくことが、今の時点では的確ではないかなというふうに思いますので、継続でお願いします。

○永田委員長 はい。

現時点ですぐに結果を出すことに対して、ご意見を頂戴いたしました。

当請願については、ご意見いただいたとおり、継続審査ということで、よろしいでしょうか。本日は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、当請願につきましては、継続といたします。